6.6 勧告規定

公的機関は、国際予防接種証明書又は国際再予防接種証明書への記入のための施設及び予防接種のための施設をできる限り多くの港において提供すべきである。

6.7 標準規定

公的機関は、衛生上の措置及び手続が直ちに開始され、遅滞なく完了し、及び差別なく適用されることを確保する。

6.8 勧告規定

公的機関は、特に効率的な海上交通を確保するため、公衆衛生に係る措置並びに動物及び農業に係る検疫措置を実施するための適切な施設をできる限り多くの港において維持すべきである。

6.9 標準規定

乗組員及び旅客の応急手当のための合理的かつ実際的な医療施設については、容易に利用し得るよう国内のできる限り多くの港において維持する。

6.10 標準規定

港の衛生当局は、公衆衛生にとって重大な危険となる緊急の場合を除くほか、検疫の対象となる疾病によって汚染されていない船舶又は汚染の疑いのない船舶について、他のいずれかの伝染病を理由として、貨物若しくは船用品の積卸し若しくは積込み又は燃料若しくは水の補給を妨げてはならない。

6.11 勧告規定

動物、動物性の原材料、粗の動物性生産品、動物性の食料品及び検疫の対象となる植物性生産品の輸送は、特別な状況において、かつ、積卸しの時に資格証明の要件が満たされる場合には、認められるべきである。

第七節　雑則

A　保証金その他の形式による担保

7.1 勧告規定

公的機関は、税関、出入国管理、公衆衛生又は農業に係る検疫に関する国内法令その他これらに類する国内法令に基づく責任を担保するために船舶所有者に対して保証金その他の形式による担保を要求する場合には、可能な限り、単一の包括的な保証金その他の形式による担保の利用を認めるべきである。

B　港における役務

7.2 勧告規定

港における公的機関の通常の役務は、通常の執務時間中には無料で提供すべきである。公的機関は、港における役務のための通常の執務時間を通常相当な作業量が生ずる時間に合致するよう設定すべきである。

7.3 標準規定

締約国政府は、船舶の到着後又は船舶が出発の準備を完了した時に不必要な遅滞を避け、かつ、手続を終えるまでの時間が最小限のものとなるように港における公的機関の通常の役務が提供されるため、全ての実行可能な措置をとる。ただし、船舶の到着予定時刻又は出発予定時刻に関する十分な通報が公的機関に対して行われる場合に限る。

7.4 標準規定

衛生当局は、審査を受ける者の健康状態を確認するために必要な場合には昼夜いかなる時に行われる健康検査又は追加的な検査（細菌学的検査であるか否かを問わない。）についても、検疫を目的とした船舶への訪問及び船舶の検査（船舶衛生管理証明書又は船舶衛生管理免除証明書の発給のための検査を除く。）についても、並びに船舶により到着する者の予防接種について又は予防接種証明書の発給についても、課徴金を課してはならない。ただし、これらの措置以外の措置が船舶又はその旅客若しくは乗組員に関して必要であり、かつ、そのために衛生当局が課徴金を課する場合には、当該課徴金は、関係する領域において一律に適用される単一の料金表に従い、及び関係する者の国籍、住所若しくは居所又は船舶の国籍、旗、登録若しくは所有者により差別することなく課する。

7.5 勧告規定

公的機関の役務を勧告規定7.2に規定する通常の執務時間以外の時間に提供する場合には、当該役務は、妥当な、かつ、提供される役務の実際の費用を超えない条件で提供すべきである。

7.6 標準規定

公的機関は、港における交通量により適当と認める場合には、貨物及び手荷物に係る手続がそれらの価額又は種類にかかわりなく行われるように役務の提供を確保する。

7.7 勧告規定

締約国政府は、他の締約国への到着の際の関、出入国又は入出港を簡易化することとなる場合には、航海の前又は航海中に他の締約国政府が船舶、旅客、乗組員、手荷物又は貨物を検査し、並びに税関、出入国管理、公衆衛生又は動物及び植物の検疫に関する書類を検査するための特定の便宜を当該他の締約国政府に対して認めるような措置をとるよう努力すべきである。

C　緊急の援助

7.8 標準規定

公的機関は、次の活動に従事する船舶の到着及び出発を簡易化する。

災害救助活動

海上における遭難者に安全な場所を提供するための当該遭難者の救助

海洋汚染への対処又はその防止

海上における安全、海上における人命の安全、住民の安全又は海洋環境の保護を強化するために指定される他の緊急の活動

7.9 標準規定

公的機関は、標準規定7.8に規定する状況に対処するために必要な人員の入国並びに貨物、資材及び設備の通関を最大限可能な限り簡易化する。

7.10 標準規定

公的機関は、安全上の措置を実施するために必要な特別の設備の迅速な通関を行う。

D　国内の簡易化委員会

7.11 勧告規定

締約国政府は、海運業と緊密に協力しつつ、この附属書に定める簡易化の要件に基づき海上輸送に関する国の簡易化計画を作成することを検討すべきであり、並びに当該簡易化計画が不必要な障害及び遅滞を除去することにより船舶、貨物、乗組員、旅客、郵便物及び船用品の移動を簡易化するための全ての実際的な措置をとることを目的とするものとなるよう確保すべきである。

7.12 勧告規定

締約国政府は、簡易化のための措置を採択し、及び実施することを奨励するため、国際海上交通の諸分野に関係し、又はこれら諸分野について責任を有する政府の官庁その他の機関、港湾当局、港湾施設及び係留施設並びに船舶所有者の間で海上輸送に関する国内の簡易化委員会又は類似の国内の調整機関を設置すべきである。